石城志

十一

特1001
4

国立国会図書館　　石城志 12巻　特1001-4

ガラス使用

石城志卷之十一

人事下目録

伊藤　三ヶ木　佐藤

二長氏　五人遣使

年行司

貨物商売投銀

鶴田　白水

鶴田文庫蔵書

国立国会図書館　石城志 12巻　特1001-4

ガラス使用

石城志卷之十一

人事下

伊藤傳

伊藤宗已初名小性吉之祐幼年時召
称之中務小本州長之郡宝満城城主三万石三
河守従侍及主膳之長後従侍小天正年中薨

津田元顧校定
男元貫編録

国立国会図書館　石城志 12巻　特1001-4
ガラス使用

州の[illegible]肥前[illegible]の兵[illegible]卒[illegible]石屋の城
攻落[illegible]入道紹運[illegible][illegible]城を[illegible]
[illegible]紹運[illegible][illegible]
攻む紹運終に戦死[illegible]成[illegible]卒[illegible]
[illegible]人[illegible]者[illegible]時[illegible]の[illegible]
[illegible]中[illegible]維[illegible]祐[illegible]
[illegible]倶に宝満山の城大友の門[illegible]
乃[illegible]住[illegible]

りて祖父[illegible]の什物及び大友[illegible]
[illegible]の[illegible]書[illegible]失[illegible]祐[illegible]幼年
中[illegible]紹[illegible]石屋[illegible]戦死[illegible]
祐の外[illegible]長[illegible]
[illegible]の[illegible]長政[illegible]
[illegible]時に祐[illegible]十九歳[illegible]元和[illegible]
長政公逝去[illegible]時[illegible]合[illegible]長[illegible]月
[illegible]仕[illegible]人[illegible]高蓮[illegible]推[illegible]の

国立国会図書館　石城志 12巻 特1001-4
ガラス使用

人々に故に諸国に居たる其他推臣場年なる
方々成る所月々西辰に居る者 長男なるあれ
彼に諸々及ぶる故利福岡に辰の者に於
又 志之に事住に居る成板柳川の成主
三宅宗茂に宗に紹運の子祐筆に舊臣の板
が子に年世なる人に宗茂に居士に郡に其
臣薦所系に一に人の其三に出に人る
祐に人に所仕に所に仕に時に人に

志之に民に祐に柳川に住に三に所に人の
れに所其食禄に収め私邸に所に国
に出る事に世に祐に於是進辰答に人
に事に今宅に多宿に近河に酒肆
に生涯に成に民業者に辰に酒
事に居に人に国民行情略に人の
酒に農に事に許に国に宗に其に
三に人に講に髮に薙に名に宗に改に宗

国立国会図書館　石城志 12巻 特1001-4
ガラス使用

落城して高宮しかりしかども城の三
方は海にして陸の方天の宮に住居して
諸侯若無人にして多くは
中絶せるもの多し
一再興して三月十五日福岡城を攻
福岡の町人は論外仕置して
福岡の人情は
彼方切りあれども
博多の人は
博多の人は
乃人例ふすして
実は国侯
の町人は
對して
摩
甲冑

赫然として生ずべきの理なし故に街上放て面目
出でざるが如しと雖も如何ぞ終に此故を問はず
人民ひとしく方正を尊ぶ事亡国の如くなるを
謝せざるのみならず乃終に容色
人物高尚なる主人丙者出て之を
養す其間今年に至て給料の歳月
去て宗已に寡し人の患難あり必亡力必
て故を已人力無て亡故に宗
已る出て友の妻に其の長父を奪ひ其を
面目を原て行き此年に至て六年
中に丙生て男子を産む三十七年
中に歳を辞して去未だ立歳の歳久きを
去て長男出て早世し次に
去て長幼すれども未だ成長の者なし婚して
て産て男子の起きるを計り
去て長男に家を継て

[illegible]宝暦年中再び原肥[illegible]おまり[illegible]

鷺田傳

鷺田宗辰俗名忠左衛門肥前国大川野山[illegible]屋
城主鍋田越前守[illegible]のまるく行い初の大友宗麟り
[illegible]寺[illegible]寺[illegible]寺[illegible]千石[illegible]
乃地分[illegible]天正年三法寺[illegible]会所[illegible]
天正[illegible]
[illegible]

[illegible]長四年閏三月三日[illegible]義久[illegible]
文書[illegible]宗辰[illegible]文書[illegible]本州
[illegible]城主[illegible]
[illegible]久[illegible]城主田中[illegible]文書[illegible]
[illegible]文[illegible]
国中[illegible]七[illegible]宗辰[illegible]自分[illegible]鍋田[illegible]
[illegible]今[illegible]鷺田[illegible]
[illegible]宗辰[illegible]
[illegible]宗辰[illegible]

国立国会図書館　石城志 12巻 特1001-4

ガラス使用

諸飯砂鉢九寸雑器（ザツキ）に盛て出せしと宗長日記に見へたり
雑器ハ杉の八寸の四角成ごとし中ニ銚目三ケ所付たる概なり又号長ハ癸卯年四月廿五日
耶蘇宗のいまんと唯七院日記ニ見へたる法花宗の僧
と妙覚寺ニ於て宗論ありし時名を井数馬宗長の末子なり
帰すと宗長ハ其席ニ能り其比後ニ此法花七人宗
之こいひしと云此時日記宗論ニ備るものより長政に
より新ニ寺地移桐園橋の町ニ移へり則今の勝
寺是也宗長四男一女あり長子ハ三郎坂井友素と云

寓居義父大坂ニ在勤の時歳三十ニ而書写の工夫せし
四輪あり其名法名宗清と号す吉田宗室の婿
なり宗清子なかりし故才九郎を養子とす宗清経
しも此時源三郎と名乗り其子源左衛門法名法春
其子三左衛門其子伊左衛門と云せし奥ノ小路町南側ニ
住せし家号三世乃屋唐高屋と云是天正の比秀
吉公より御免許乃家宅（ヤシキ）之伊左衛門子ハ今も其家の家
なり総て高麗屋与左衛門と云此博多織の織工之又九

国立国会図書館　石城志 12巻　特1001-4
ガラス使用

家たるの三男七左衛門別に家を興し法光寺
と号す如水出世の女房産生す四男七左衛
門幼名自及と云多才記の化者と其
孫あり[illegible]町屋あり[illegible]氏
族多し世相氏と此家より出る

高木傳

三河国善俗名石翁天正の比乃人と其子孫
[illegible]善俗名[illegible]
[illegible]文孫乃ち朝鮮征伐あり

時如水[illegible]書云
[illegible]抵[illegible]の[illegible]
[illegible]

月日　如水

[illegible]

元豊此書[illegible]寛[illegible]慨[illegible]催[illegible]
如水[illegible]豊[illegible]十二万石[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　石城志 12巻　特1001-4

ガラス使用

[illegible]長右衛門切腹ニ成申候
[illegible]同一の時[illegible]有之候
[illegible]同分の者[illegible]者[illegible]
[illegible]市左

武蔵の長き墓

寺尾志摩守

[illegible]長[illegible]白水氏の養子婿[illegible]
[illegible]法名[illegible]二男[illegible]
[illegible]尾村庄[illegible]の女分[illegible]三男一女分生[illegible]三男[illegible]
[illegible]瑞南[illegible]大夜寛[illegible]寺の開山[illegible]
又[illegible]三男[illegible]万水初[illegible]聖福寺住
持之又市[illegible]宗春二男[illegible]
市左宗[illegible]女分生[illegible]病[illegible]一万化長[illegible]
[illegible]真[illegible]銀分[illegible]三度人[illegible]坐[illegible]
[illegible]刑罰[illegible]宗[illegible]検[illegible]
宗[illegible]銀[illegible]百[illegible]金[illegible]度一万化
[illegible]死[illegible]一万化[illegible]年[illegible]百[illegible]

国立国会図書館　石城志 12巻 特1001-4
ガラス使用

ゆえ長谷村刑部と云あり小長谷と云同
時に那部村まぬ又古城の東町今九山屋
の屋敷と云又宗兵衛四郎長元
年の間に死りとあり

白水傳

白水八下右の法名出家孫十郎原
右衛門の嫡子白水新兵衛長子聚子三男三
女分生嫡分出家と云長元三年慶長郡長谷水
橋村に出家出家と云長谷村に住居
後宗像郡長谷の内に移る三百五十年の比分三山に
住居する郡内に慶長郡宗像郡
この間人宗分一公篤分の百姓
便利分下さるゆえ此谷中に民屋分住居
もべきよし一所へ一村分興に紀今の長谷村
と云故に村民に出家分地主に成りて出家
妻に谷宗利の女子故に鯨町に長い十五間東西

国立国会図書館　石城志 12巻 特1001-4
ガラス使用

今三十間乃花屋敷分也とつゝあるハ此今ハ
ものゝ水氏の春帳ニ也とつるゝ又也とつゝ云
妻ハ福岡本町住水屋ゝ也とつる菊屋七ニ寄る故
ハ妻の子分養子ゝ成ハ三郎とつゝ云宝永七
年庚寅長谷村の三山庄郡ハ近郡ハ
代也乃子分ハ成れハ十一月ハ三日表神屋郡板崎村ハ
ゝ出る年分ハ知いまゝ又此ハ子とつる至る代ゝ年
月日ゝ直方寄ハ屋也とつる女分聚ゝ一女子
分生ゝ神屋三郎ハ成ハ分養ゝ成ハ妻ニ一子分生
ゝ今の長ゝつゝ又ハ水ハ子とつゝ成ハ
ハ二男ハゝ此ハ妻の子ニ成る子とつる子ハ
ゝ成ハ子とつる成る太ゝ成る子とつゝ云今
微成ゝ成ハゝ中ハ者ハ又此ハ子ゝ世一ハ
浴町上東側ハ住ゝ坂の也とつゝ丙分張ゝ此
の代ハ國中ハ成
庄屋十三ハあり
又谷宗利ハ俗名長とつゝ云者ハ
住ゝ年月ハ六人ハ成ハ時ハ一人ハ正宝二年寅

乃年創建ス 鎌倉ノ頃路ヨリ宗利
南天寺門前ニ移シ 摩耶山ノ麓ニ移リ
宗利ノ母ハ同寺ノ檀家ニ故書ニ及特ニ出
ニテ一女アリ 大蔵氏ニ水氏ニ嫁セシモ男子ナク
故家紋ニ婚姻ニ家ニ 祀ラセリ又須磨町ニ谷
休庵ニ至ル三代ニ亡ツイテ年月日ヲ詳ス
孫落魄シテ摩耶給田村ニ住ス故ニ宗利
ヲ以テ族ト

柴藤傳

家譜ニ柴藤ハ平宗盛ノ遺族ニシテ播州ノ人ナリ本姓ハ
藤氏ニシテ其父ハ柴田勝家ノ氏族
ニシテ信長ニ仕ヘ天正ノ頃勝家ニ従テ
秀吉ニ降ル猛将ニシテ能戦ヲ事トス
ヲ以テ特ニ河内国庭分ヲ賜ヒ政ヲ敷ク年
八月朱氏ノ祀ヲ太閤秀吉ノ刻肥州名護屋
陣ニ出ル 遂ニ文禄三年二月敵盛村ニ移リ住リ

国立国会図書館　石城志 12巻 特1001-4
ガラス使用

従なくして世に其存しぬ（傍に墓碑存せり 此説は宗甲云）二男に俊二子あり
兄を松を分とし次を林と名とし云 松を分は後福岡西町り
住せり今金屋守に在りと云 次は甚之丞 號之林三分之兼
末は博多に来りて商をなし又兵衛慶長五年筑後久留
米の城主毛利秀包関ケ原合戦に西軍に属せし
より如水公久留米に至て開城せしめ城中の足
弱者を博多にまて居りをいしのみ此時博多に年寄中
より此書を画あり名有の鋳人中より加筆

為全文いとくはしけれは略を此書には兼末甚兵
衛か自らしるし其の比芦屋氏の家に藏しおきより見
原も本書の註解を自書して原に甚之丞後
兼繁に元和九年西町に移り鋳治の工を専とせんとすなし
て金屋善兵衛の名記ありて甚之丞善右衛門正清肥前佐賀
乃後に住して鉋丸を鋳る後をはかる甚之丞の子孫に
繁貞享年中嫡子に譲り清信と号して同郡西門
に到来せしめ同年及び石見の家全く成立せし处

又銃鉄砲屋一名ハ形ひ交ニ豊臣ニ二男長ハ
ニ依本宮分お作ル之録十二年ニ十二月ハ執權
より尚國中ニ於テ鑄次の軒数分ニあ〻ゆの
陰書分有或ル〻ハ鞴の紐ニ〻ハ
許ニ〻ハ其ル長ハ二ニ公又年の月ニ〻ハ
年中ニ公ニ江戸ハ住ル所大西ニ長ハ数ル
鉄器の製法伝受ル〻ハ時ニ〻おき又
鞴屋分新ハ化ニ言ハ数ハ四方ニ上ハ銅

ノ網分ニ〻いの分ハ長風ニ〻ハ火の恐ハ〻ハ長ル
ハニ長ハ二直寛保宝暦の比ハ方ニ寸老辰故上ニ〻ハ
ハ長ル〻ハ年ハ月ハ検下ニ〻ハ〻ハ〻の長き
長書付帯ノ扶持分ハ有或ル〻ハ年ハ月ハ及分ハ
ハ〻の〻或ハ元録ニ公ハ年ハ月ハ長ハ公
豊前中津ハ〻ハ三戸山権現の神体分
網係ハ〻ハ宣ハ進ハ〻ハ〻ハ本州の次
工年ハ令〻の人博多及ハ日本の次工ハ分ハ

国立国会図書館　石城志 12巻 特1001-4
ガラス使用

釜山に樹を植て船舶を繕ふ事ハ神代の
鑄造ハ今ハ其跡絶て博多に
工等の移轉所之

二民民

化此時往古より人民衆多なれハ支度多
民食薪の乏敷ありて
去る年書付を以て世に出る

人々ハ今の用の不足を以て
喜作の旅表に人のやうなる
男ハ作るなかん
妻孫左ハ十二人の年月
乃門から妻宗庵之度文の伊右衛
本野鮮と武蔵守殿に罪ふすり長崎に於て禁
獄てゝ時孫左ハ同罪かりに成り博多
本野へ六ヶ所の岩に詰さ難に成る訳ハ下人

なりし小平といふものやうにひし若吾夜打とうかしかりぬ
公の指を背きし主人の逼塞（ヒツクワイ）せやかうふんとて匿竈
せしかるへしかしいかにあやまりしに科なくしにおつに死
刑に行ひけり時獄屋の前にて主人孫左衛門に逢ひいふ
かくてこのいまりけりかしこ平たりに小平とりかはせん
座て入牢せさせものなりし此やいかなや益に歎かるるて
ひそかのに此地に来り何とみたき途に見えし屋か
まみいせるかしきんしるへしと手人にてきいは近ほき雑

うへしまるしる屋形（エ）の許にひとつ候しうひしに
此ある役目の名代をも乞ひて去前にまつ入候うなと
ひそ行手続き方中の此ひそもあるしのに下りれは獄
に屋敷にもてなしたり父母妻子ももろもろの場とは又
ま罪りて帰まりぬてこのしちのに此日忠義
に勤されに詞なし生て世にならなりあるましくと
なし某一とお記念（アリサマ）とあらし人夫より其ものは獄門（ゴクモン）にかのりし
悩まし織るなきかに為形し平吉かるりしく段ニの

熟睡(ジュクスイ)して夜ふけ人定まりて盗人
ども忍び入りて蔵多くの財宝を盗み終り
抜きとり長持ふり捨て蔵の内を終
り時過ぎて諸人ども一人の主人のもとへ
召使ひ物もなくなりて罪なきの人
なり成りし奴隷の車ばかりおきまし
なり有りの人々を語りあひて別主人の三分
の一帰国せしめ給ひ多くの帰り

法性寺の恭敬の法師ところの帰り其の郡
河郡片縄村と庄屋耕作業一生分
終りなん
上原三郎左衛門の妻代年の日分猶ず富貴
なりしに孫十六年の夜の夢に
産を乞ひ求めぬ乞ふ物なりて乞る物
雑物ばかりいとまなく
いと沸かりぬ飯ばかり

国立国会図書館　石城志 12巻 特1001-4

ガラス使用

出て終日紅裙に賞あり き者も豊に只今所帰
りて牛に高と作りて[illegible]
ホハ石[illegible]と作りて[illegible]
り冊と亦[illegible]
て足に作りて[illegible]
[illegible]と[illegible]
明る帰りて藏[illegible]足に[illegible]
思て故[illegible]冊又[illegible]

おられに終ホ冊に[illegible]水に[illegible]
て衣服[illegible]
めりて又毎月ホ八日刻辰に[illegible]
[illegible]に綾に編て[illegible]
[illegible]に持て[illegible]
[illegible]年中風雨の[illegible]
[illegible]主の[illegible]
ホ[illegible]横[illegible]

人にまじはるに陰(かげ)日向(ひなた)なく詞づかひのしたしくして丁寧なり
されハ終に人の口に障られたる事なし又文内ハ生れつき
只すなほにて若けれども人柄よく[illegible]
そのかし商ひしけるに仕合しけれハ孝行者の聞へあり
養ひ老たる[illegible]母の事[illegible]孝行[illegible]
終に言葉にあらそひしいたさす世上の中よき孝行のかゞみ
文内[illegible]なりける事あり[illegible]
親に[illegible]故孝行者[illegible]

に[illegible]おのれか[illegible]
に[illegible]
成長[illegible]又[illegible]
[illegible]力[illegible]
十年己巳六月廿六日孝行者[illegible]町役[illegible]めし出され[illegible]
[illegible]書出に[illegible]
博多[illegible]町[illegible]孝行者
常て[illegible]親に孝[illegible]米[illegible]俵

拜領記

所々著之

此第八辰年ゝ之ゝ[illegible]御[illegible]りとられ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
鎗町吉左屋[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
元文三戊午九月十六日行町門番[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
三丁[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
一小路町[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

国立国会図書館　石城志 12巻 特1001-4

ガラス使用

以警(ツツシム)よりしを建て庫を建て足さること乙丑五月朔日に茶毘
花表を建て墓銘を書文を彫る
一小祠同庭に建て菩提寺を建て至唐
ゆり此よりしをきこしめされ寛延二年己巳月日
木四辰庵庵主より頂いきく
東同下ゑ七年同人所庵を建て九十九文を表
庵を建て以帯を存に分ちるよりしをきこしめ
宝暦四戌年二月朔日八日三花庵頂ちる

三丁中書ふ五ゑ三十歳のひすり時分書き
終ふ高(シニ)ゑり的ふ農又世極庵ふ乃ち強き
多ゑ的ゆりる以食き生計(スギハイ)に分ゑ庵
以分ちるよりしをめされいお以庵分下頂い
ゑり宝暦五ゑ十一月朔日ゆり
三丁下書ふ五ゑ庵ふ至唐之妻以分ゑ世の口到
分ゑ庵ゑ乃ち出ゑ分ん庵年ふ至ゑ妻以
七歳(ゑ)且庵世の妻以ゑ分ゑ庵ゑのよりしをこ

四月廿三日ハ八木二苞廉賞あり
所の作者善覺坊ハ年工あり（名ま）房 帝ハ科
いとをかしくの年ゝ所分ゝ書きて其書分りる女
夜い合ふ三年分行ひ給ハ年中分賞あり夫
分奏ふ分ゝ冬ふ分ゝ冬ふ分ゝ分りゆ者ハ色の
ゝ衣分ぬきて夫ハ色ハ出ハ早分ゝ
ゝ五ゝ寒風（ヒヤカ）ハ出ゝ一ハ服ハ
飲食分ゝ砂糖ゝ食分夫ハ色ハ出ハ

ハ夫ハ分ゝ下ゝ紅ゝ色ハ賞
ゝ

月ハ月ハ四ハ長三ゝ分ゝ貴ゝ夫ゝ和在
ハ書ハ病分ゝ世ハ分ゝ業ゝ分ゝ作ゝ書
ゝ分ゝ書ゝ一人分幼ゝ分ゝ妹ハ十
ゝ和ゝ分ゝ分ゝ乃ハ多ハ屋ハ
ハ草分ゝ作ゝ夜ハ宿ハ帰ゝ（イトクルマ）車分
ゝ僧ハ侍分ハ三人ハ者ゝ妹夫ハ侍

子ハ今也後の兄弟なるそのとて夫乃痼疾命
へくしあらぬ神ハひとりうましそ世給ちそし給んよ
りハいと見給くて二なさへまれよりしてあまくりハ
さしあ侍りしの上二柄ある夫の其の年彦くる姫ま給
なくいひの中なりける乃ひてんやうにゆるしハまをされハ
住こし京のいとあはれなるの此頃ハ風雨給ふるにや也
しへのよそりしにあらり也き老々いと此女の亡さる四
いとあり難き事の中思ひて仲木世事来縄なと思ひ

不持寺とかくの如く京屋給とりはくろくしれなと
なんされハ後の彦真になきに入ぐ文三年ノ五月十二日
青銅にて費文を下し給ハまり

年行司

古傳曰　齊明天皇七年百済の乞によりて援兵
給さしむけのいさんとなりしに筑前国朝倉木丸殿
に行幸ありし此時　天智天皇ハいまた太子にまかりし
ましけるか暑給補佐して此国に下りの仰ありに為修

国立国会図書館　石城志 12巻　特1001-4

ガラス使用

長政ハ本州ヲ封ぜられ候ハ、博多ハ先規のごとく
拾二人ヲ置あるべく候哉如何

代官目録

一高千七百廿六石九斗四升　那珂郡住吉村
一口八百四十石六斗八升六合　同郡春吉村
合弐千五百四拾石七斗八升

元和七年
五月十三日　長政朱印

博多年行司中

覚

一千六百八拾六石九斗四升　那珂郡住吉村　嶋長浜村
一八百四十石六斗八升六合　同郡春吉村
合弐千四百九拾六石七斗八升

右之村々ハ御領内ニ成候ハ、又ハ新ノ
おゝの出入ハ、一切ニ言葉ニ及ハ
よりハ、ゝ有ハ、ゝ　月番ハ、ゝ

元和九年

九月七日

博多村年寄衆

郡　正太夫　書判

博多町中年寄

狩人ハ牧ゝ銀子ハ牧ゝ

博多津中年寄衆

四人ゝゝ牧ゝ

ゝゝ銀子ハ牧ゝ

陽水ゝ珍ゝ

ゝゝ

小河内蔵允　書判

卯月十九日

栗山大膳亮　書判

井上周防守　書判

年行司

拾弐人ゝ

博多町中年行司十弐人ゝ

四人ゝ輪番ゝ

番ゝ於那珂郡寺村内

国立国会図書館　石城志 12巻　特1001-4

ガラス使用

武百石之人名出於石之条
書面之通全部引渡高之次第
之書付百生四下之家来廣之門屋之

元和七年　小河内成元　書判
　　栗山大膳元　書判
　　井上周防　書判
　　博多町
　　十弐人年行司中

右の二通横打之又天正文の印まる

河内年行司名之人乃名
ひきゝ仕候

山庵宗宅　牛尾太衛門
徳永宗也（伝あり十六人の内分）　同宗伴
原道徹（伝あり十二人乃内）　栗田宗仁（伝あり十六人の内）
栗田宗有　少三下　同新五郎
前宗宗（伝あり十六人乃内分）　同宗房
同孫太郎　田中弥右衛門（十六人の内分）

国立国会図書館　石城志 12巻　特1001-4
ガラス使用

勝野了術　十六人の内

同　宗泉

川原宗嘉　侍あり

同　道仁　俗名七郎

同　五郎

同　宗賀

吉田宗宣　侍あり　俗名喜三郎

同　喜左衛門

同宗義　侍あり

川原宗知　俗名三郎　十六人の内

尾村道味　侍あり　俗名七郎

高木宗長

同高宗磨　十六人の内

的野宗列　十六人の内

同　宗寿　俗名三郎

高橋四郎兵衛　十六人の内

中野宗清　俗名長三郎

同宗云　俗名三郎

同三長有　俗名吉左衛門

庄村利左衛

神屋祐清　侍あり　俗名四郎三郎

同四郎左衛

同太郎兵

同左左衛

太田長左　侍あり

同宗春　俗名長左

上原紹意　侍あり

氏石知宗度　十六人の内

氏石知宗甫　同前

柴田少三郎

篠原道喜　侍あり

清水隆宣　俗名伊左

国立国会図書館　石城志 12巻 特1001-4

ガラス使用

同所之儀

同所之儀

谷宗利

長谷市左

山形半下

右天正のころ寛文のころまでの年月明らかに

伝へ難し故に表出せず

今之分庄屋役詳

同所有之　伝あり

奥野之儀　伝あり俗名下左

布水出仁

中村三十二戸

大賀屋左

寛文

末次与之儀　法名宗閑伝不審

鶴田清左　法名法華伝不出

渋谷九左　呉服町に住て本宮新橋今綱場町高七畝ほどなり

一万次

勝野次左　法名紅梅大姉伝不出

寛文

神屋市左　法名紅梅清信今の二三世孫なり

林田下左　中屋平左衛門子孫なり

谷三下左　原三郎町に住て代々酒水代々社頭なり

国立国会図書館　石城志 12巻 特1001-4

ガラス使用

寛文
井上利左衛門
土居町に住り姫路屋と云
竹ハ[illegible]と云
住ル出

一方
尾村三左衛門

寛文
伊藤惣左衛門
三[illegible]屋と云番号紙又と
住名　住ル出

神屋貞左衛門
住名宗貞前の
[illegible]町に住り宗[illegible]屋と云住ル
對馬小路町に住り[illegible]年月日の名ハ[illegible]
梅田社の棟札に[illegible]又紙屋今の山[illegible]
の社の名[illegible]
の前に[illegible]と云
今梅田社に[illegible]

延宝
山崎[illegible]

吉田小左衛門
住名可休三町に
住り住ル出

服部太左衛門
住名[illegible]有中岩町に住り京屋と云
今の太左衛門[illegible]社又と

天和
庄村弥左衛門
[illegible]小路町に住り
紙屋と云[illegible]

山崎半三郎
住名宗右衛門に住り
今の[illegible]社又と
住ル出

土原伊左衛門

浜谷九兵衛
前の九左衛門又と

貞享
[illegible]田与左衛門
住名[illegible]
住左衛門[illegible]

高木又七
中[illegible]に住り紙屋と云
今の[illegible]屋と[illegible]

元禄
白水[illegible]左衛門
住ル出今の長左衛門
[illegible]社又と

国立国会図書館　石城志 12巻 特1001-4

ガラス使用

吉田浜屋

庄村三屋

嶋井善兵

樋口長四

田吉六屋

竹三郎屋

霍田吉屋

上原三郎兵

法名宗悦 吉兵衛町ニ住
鉄屋ニテ元宗覚ノ子
中嶋町ニ住
川ノ屋ニテ元宗覚ノ子
小山町ニ住 長兵衛ト云 川ノ屋本宗ノ新屋今
ノ九山吉屋 勘兵衛ト称シ又ハ三郎ノ子
前ノ浜屋ノ子
前ノ伊勢屋ノ子

谷 三郎右衛門

神屋 三郎兵

高木又兵衛

三宅伝蔵屋

山内孫左

角水八郎右

庄村平左

前田久左

宝永

前ノ三郎右衛門ノ子
大金屋屋ニ住 長兵衛ト云屋ニテ今ハ
勝右衛門ト称シ又ハ再度ノ勘兵
中山ニテハ住 長左衛ト云
米屋又七ノ孫ノ
銭屋ニテ三宅町ニ住
三宅伝蔵ト云ノ子
古屋町ニ住 長兵衛
法名宗庵ト云 初名勘三郎
前ノ勘右衛門ノ子
法名浮雲 前ノ三郎右衛門ノ子 浜ノ水ノ
ニテ俳諧ヲ好ミ 吉屋ニテ
九屋ニテ三宅町ニ住 今移岡
十屋市右衛門ノ子

国立国会図書館　石城志 12巻 特1001-4

ガラス使用

伊賀町
服部屋
橋詰
服部太郎
神屋市郎
田中
宝保
小
伊賀太郎

前の出店なり
此所中伊賀町小庄京屋なり
今の服部時育なり
此所一社銭屋なり二庄屋町庄再役又
庄屋なり一年書替し社なり
治ゆなりなり
皮屋四郎なり
今の一三なり
前の六右なり
馬屋なり治九郎屋
政し東町小庄再役
鍛冶屋なり大善寺なり
鍛冶屋なり

中月
橋詰
伊賀屋
根部
伊賀屋
神屋
柴屋善
田中
蔵野

橋詰屋なり前の出店なり
今の六右なり
治長なり又なり
掛町小庄
治左なり前の出店なり
今の三右屋出店なり又なり
前乃六右なり
父屋なり小庄
妻なり汝
三丁屋小庄今の
六右なり又
大三寺前小庄今の
父屋出店なり又なり

櫛の[illegible]屋

神屋宗忠

元文

松永庄兵衛

入江久兵衛

寛保

紫屋小兵衛

三ツ松三郎左

あつ[illegible]

延享

原田伊右

永正屋と云櫛伊右ヱ門と云

前の喜多[illegible]今の勝右ヱ門と云

庄屋町に住今の庄兵衛

表長又四郎

赤出屋と云對馬小路に住

今の久右ヱ門

前の喜右ヱ門

前の原左ヱ門と云

西町に住

前の六郎兵ヱ

松岡屋と云川端町に住前の

再役

入江理左ヱ門

寛延

服部助右ヱ門

宝暦

神屋宗兵衛

井本三郎

神屋宗兵衛

松永[illegible]助

出屋と云原山町に住前の入江久兵衛と云

前の左ヱ門なるべし

房屋と云通町に住前の神屋宗兵衛

外孫と本姓横房氏

綱場町に住す川端屋

と云

前の三郎なるべし

前乃[illegible]

[illegible]

肥前伊万里一揆持証の図　忠之公　山口金右ヱ門

[illegible]

博多に年切りて三百石

の拝領あるべき旨今度軍役の部仕人数を以
別乃円寺四人滝善右衛門ニ而
到来　忠之公より
近士河野近士宮内出来
其世話掌の者ニ
なるべく度年まで
小倉あて陣詰
あるべく早く
めされ候ハ下ノ四人の者ニ
謝ニ参り三四日帰宅
乃見歌の四人板車乃傳中乃見ニ
一往り政所
下されし乃言ハ
傳ノ津中ノ
忠之公ハ
大村道仁前孫

宗春卿ゟ音信ゟ来ル 福一荷鯛一
杉昆布一ハ ゟ預ル 試大豆 春菊 黒牛
ゟ給ル 礼ゟ 此の時ハ 又 書状有
大豆 黒牛 此ハ 宗伴 ゟ来ル
神屋 ゟ 夫婦ゟ 来ル 付 献上
庫 ゟ 来ル 給ル 色々 持来ル
於此 礼ゟ 其元 給ル
この 所 ゟ 預ル

二月十一日

黒牛 一

作谷 ゟ 来ル 夫婦 ゟ 宿ル

かゝ ゟ 預ル 原 ゟ 宗庫 ゟ 夜 ゟ 中 ゟ 後 ゟ 高
の ゟ ゟ 幾 ゟ の ゟ ゟ ゟ 浮かき
あ ゟ ゟ 三 ゟ 此 ゟ 持 ゟ 故 ゟ 友
知 ゟ 待 ゟ ゟ 刻 ゟ 待 ゟ 宿 ゟ 人 ゟ 十
二人 ゟ 輪 書 ゟ ゟ 此 ゟ 夜 ゟ 人 ゟ 来

国立国会図書館　石城志 12巻 特1001-4

ガラス使用

へきこの作り米高まり石の知りて百石の代をこと
年〻銀子弐貫目宛上納の内より弐貫目宛今
四貫目に成り〻銀子に直の改手減と成りし高
保年中石役料に〻ぐめて人扶七百五拾目を
減〻て残り米下り数〻まし年毎百人ほど四百目宛
役料ありし減人七百五拾目に成り〻上高の初六人
四人宛人減〻まし四人〻に成り又役料銀に止〻まし年
毎に拾人扶持那毎ほど減り四三年石に
扶持ほど〻まし高の内九百五十目を減〻位福
岡年以日ほど七百五拾目を高長四人の内を人減〻宝
暦ほど年又三人減〻今ほど人春は交代り
〻年毎に減〻
二月二日年賀のため福岡参府の内ほど博多迄中〻
献上の品〻年以日ほど人持年〻〻に分て成故
中長日ほど狩高に持て出代る人ほど麻上下ほど〻あ長〻宝暦
十三年の〻〻出代
役に〻〻めて
武三年の内長崎の大年寄ほど

多年の日本準備をなさしめ故に未だ定まらず
その天平成の後世なるべき年号なり後世の二代の
平成の年号紛れなく定まらず
貨物高価帳録 貨或作貨
抑此津に往来する唐土船のなべて訪かきに故万の民
ゆたかなる並べて肆に珠玉金銅の宝物
異国珍宝ありめ国の絹布の言再分定り
めぐりまたるの飲食の味の録に出来る事
此分義なるべしは天文の比なるより大内義隆長
船分大内に反海なるとなるべしまた唐土船のなるべ
戎蛮夷狄の商船なるべし博多分にあるべし中国乃
地に入津せしめる又豊後の大友義鎮其外
九州に盛りなるべし兼乃船分来る豊後の府
に入津せしなるべし豊後の府船なる
者なる義鎮の代なるべし一度府に来る唐
船数船分中国より押へる赤馬関に来るべ

長州毛利大炊頭石州領
より対馬出張手当書解分仕立代銀
不入用ゆえ行き長崎へ出張
印肥前の福原口乃津福田横瀬あり
り一説に不福出生成年津の内ヲ問ハ入
多り元亀二年より今乃長崎へ来るされ博
多へ移すところ世ヲ経て世長
ぬされ行百余年唐人の交易利

る故に博多より長崎へ来る事
多し又擲銀ニ度人紅毛ハ銀ヲ以備ヲ
年〻長利分四年あり高井勝野浜谷三石見
石見ハ文禄ニ度人河内国乃浦文長ヲ称の家
ヲ傳ヘ長中一二分あり紅毛乃ハ形ヲ
横文字ヲ書ハよめず

一借弐人南京船主汪美之(ヲ下)三宜今借得
丁銀伍拾(ヲ下)両約来年船到之日加利四拾(ヲ下)両

国立国会図書館　石城志 12巻　特1001-4
ガラス使用

共合本利丁銀九拾両正其銀約船到之日 本宗

本利一足戻還不致而悞ニ此借銀存匝

寛永十五年九月十四日立借銀人南京船主伍美大之三名

中野彦兵衛殿参

裏

正保三年四月廿三日胡瑞寰付還本丁銀叁

拾両正其復之銀子故無涉此批證

此三百目之銀子戌七月廿八日ニ慥請取申候

中野彦左衛門判

封紙ニ寛永十五年

九月十四日 宿田中吉左衛門

南京船ニちいこ方へかし 中野彦左衛門

丁銀五百目利八わり

一借丁銀弐佰両正白往東京経紀候六月

華字本船到日本長崎港之日加利銀壹佰

拾両正合毋利叁佰拾両正一足戻還不

敢少欠恐一無憑立此字為照

元和四年正月廿九日立字人濱泉一述

末次興兵衛殿参

又糸貨物平貨物ニ三万了銀ニ三千ちり大ママ

同五年ニ成り大ニ[illegible]仔[illegible]ヲ[illegible]勝野[illegible]ニ[illegible]
[illegible]市次[illegible]中野化[illegible]西村[illegible]ハ九人余
貸ヲ[illegible]ヒ[illegible]貸ヲ[illegible]ハ[illegible]
ヲ[illegible]長行ハ異船入津ノ[illegible]ノ公用ノ為出銀[illegible]
年ハ[illegible]ノ利息[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ノ利[illegible]ハ利[illegible]ノ利ハ下刻
府[illegible]ハ五百余ノ年[illegible]月初ハ長行ノ役
中[illegible]ハ[illegible]

市次[illegible]平貸ヲ[illegible]ハ中路町[illegible]
[illegible]屋[illegible]三[illegible]ノ[illegible]元祢[illegible]
[illegible]ノ[illegible]平貸ヲ[illegible]ハ中路町[illegible]
一ハ路町上[illegible]

博多別府別[illegible]

一銀七貫五百匁[illegible]四[illegible]　辰ノ年大刻分
　　於元年博銀
　　但目録別帳有

右ノ別分

一銀[illegible]貫五百[illegible]　市次氏屋敷ノ尚[illegible]
　　中野[illegible]

一口[illegible]貫五百[illegible]　大[illegible]

一ロ　壱貫五百拾三文　伊藤小右衛門
一ロ　七百五拾壱貫五分　中野宗右衛門
一ロ　七百五拾壱貫五分　勝野作右衛門
一ロ　三百七拾壱貫七分五厘　大賀九郎兵衛
一ロ　三百七拾壱貫七分五厘　波谷九郎右衛門
一ロ　四百六拾六貫九分　大賀喜兵衛
一ロ　弐百七拾弐貫五分　西村福右衛門
合七貫五百三拾八貫五分

弟庭之年辰十月市日
右京大夫景長三ヶ江ヶ島外今十六ヶ所人数三百
百七拾九人綿ヲ高動ヲ以拾八貫五百分大ヶ中ヶ
小ヶの三度あり賞之形十一年戌五月市七ヶ条制令多
分拾二九年ヶあり此ヶ故銀ヶ一の小ヒ銀小ヶ利分
元ヶ小度ヶ停止ヶ右貨物分元ヶ之形有之
乃次止ヶ
一博多条制令止ヶ中野化右長

[illegible]十一月二日後藤[illegible]
[illegible]の門市九郎次郎国中[illegible]別[illegible]年[illegible]
[illegible]下[illegible]所[illegible]中[illegible]和北門九郎の少到来[illegible]
返書の門[illegible]元来於手[illegible]別[illegible]命[illegible]
[illegible]度[illegible][illegible]日本[illegible]石調[illegible]故
[illegible]所[illegible]
下[illegible]
[illegible]長[illegible]下[illegible]商買人

の銀[illegible]右の[illegible]別[illegible]所[illegible]
右[illegible]別[illegible]度[illegible]
[illegible]日本の[illegible]
宝[illegible]昌[illegible]右[illegible]
の商人[illegible]人[illegible]此[illegible]
[illegible]所[illegible]再[illegible]
[illegible]所[illegible]
[illegible]
[illegible]

特1001
4

有

長文故上下男大世長寺家口男家婚野行住大
世寺了仲底谷九兵衛底谷井男皇西村十左衛門七人連判書状

中野五人
五郎兵衛

當時月扶持人

一五十人扶持　大世長寺家　一五十人扶持　大世長寺家

一六人〃　神屋市兵衛　一四人〃　仲右衛門

一四人〃　仲右衛門　一三人〃　仲右衛門

一三人〃　酒井喜兵衛　一三人〃　吉次郎兵衛

一三人〃　松屋利兵衛　一二人〃　橋屋金兵

一二人〃　柴屋惣兵衛　一二人〃　藏野弥兵衛

一二人〃　山除九兵衛　一二人〃　山原利兵衛

一二人〃　木屋金兵　一二人〃　山屋武兵衛

一三人〃　宗勢屋彌兵　一三人〃　釜屋五兵衛

石城志十一終

国立国会図書館　石城志 12巻　特1001-4
ガラス使用

国立国会図書館　　石城志 12巻　特1001-4

ガラス使用